

■実施方針に関する質問・意見回答書

No	タイトル	実施方針の該当箇所	内容	回答
		頁 章 節 項		
1	工事期間の確認について	2 1 1 11 ①	本文2行目に工事期間の記載で「令和元年8月以降」とありますが、(10)事業スケジュール(予定)から「令和2年8月以降」の誤記と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	事業用地の借地料について	5 1 4 ア	事業用地の事業者への貸与は、有償となるのでしょうか。	事業期間中、有償（定額）での貸与とします。
3	参加資格要件について	9 2 3 3 ア	本文1行目の「共通の参加資格要件」とは、「(1)参加者の資格要件」を示すものと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	提出書類の取扱いについて	10 2 4	「…市に提出された資料は、大館市情報公開条例などに基づき、公開されることがあります。」とありますが、提出する書類には、事業者のノウハウに係る事項が多く含まれますので、公表に際しては、公表内容について事前に協議させていただきますようお願い致します。	公開対象となる資料の内容によりますが、事業者のノウハウを含むと考えられる情報を公開する場合には、公表内容について事業者に事前に申し入れ、必要に応じて協議することとします。
5	SPC所在地について	10 2 5	特別目的会社を設立する場合の所在地は、大館市内に限定されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	事業契約の締結について	10 2 5	「市は、優先交渉権者又は優先交渉権者が設立する特別目的会社との間で事業契約を締結することとします。…」とありますが、優先交渉権者は特別目的会社を設立せず、直接、御市と事業契約を締結することができると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。